

県債管理システム等賃貸借業務仕様書

1 システム導入の概要

(1) システムの名称

県債管理システム

(2) 業務の目的

本業務は、奈良県が発行した県債の管理業務（償還・残高管理等）をより効率的かつ安定的に行うために導入・運用している県債管理システムについて、現行システムが令和9年1月に契約期間満了を迎えるにあたり、継続して起債管理が行えるようシステム導入を行うことを目的とする。

（現在実施している業務及びシステム化を必要とする範囲は別添1のとおり。）

(3) システムの構成

- ① 県債管理システム
- ② 操作マニュアル（日本語）
- ③ 現行システムデータ移行
- ④ 保守サポート 5 年間

2 契約に関する事項

(1) システム構築・運用保守期間

令和8年12月1日～令和9年1月12日の間にシステムを構築し、令和9年1月13日より運用を開始すること。なお、運用保守期間は令和9年1月13日から令和13年11月30日とする。

(2) 納入場所

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県総務部財政課

(3) 契約条件

全ての費用を5年間の賃貸借契約とする。

(4) 発注者及び担当部局

- ① 発注者
奈良県知事
- ② 担当部局
奈良県総務部財政課
電話 0742-27-8362
FAX 0742-23-6895
E-mail zaisei@office.pref.nara.lg.jp

3 システムへの要求

(1) 環境条件

① ネットワーク環境

・奈良県で庁内利用しているネットワークは大きく3つのセグメント（番号ネット系、行政ネット系、インターネット系）に分離している。県債管理システムは、インターネット系で開発及び運用を行うこと。

② サーバ機器

・県債管理システムは、原則として奈良県が庁外データセンターに構築・運用している仮想化統合基盤（以下、「奈良県ハードウェア統合基盤」という。）上の仮想サーバ環境において、Windows Server 2025 を前提として構築し、現行システムから移行するものとする。ただし、当該基盤を利用する場合と比較して、コスト

削減、運用効率性、可用性等の観点から優れた提案が可能である場合には、その具体的な内容を併せて示すこと。なお、セキュリティ上の規定により、ハードウェア統合基盤上のサーバは EDR 等のセキュリティ対策製品以外の通信を外部のインターネットへ行うことは禁止されている。奈良県ハードウェア統合基盤における業務アプリケーションの適合要件は別添2のとおり。

(2) システム環境

①システム方式

- ・現行システムは、クライアント／サーバ型で構築されているが、更新にあたってはクライアント／サーバ型、WEB 方式またはクラウドサービス利用方式を対象として提案を求める。

②システムの利用者

- ・財政課職員 約 5 名

③システムの利用環境

- ・インターネット系共通端末から支障なく利用でき、既存・共通複合機(各所属に設置)から出力可能であること。
- ・共通端末は、契約期間中に更新されるため、OS バージョンアップにも対応すること。現在導入している共通端末の仕様は次のとおり。なお、K21 端末については令和 8 年度中に更新される見込みだが、現時点で更新後の端末の仕様は未確定である。
- ・既存の共通端末の環境は、後述の「(3)クライアント端末環境」を参照のこと。

(3) クライアント端末環境

本システムにアクセスしうるクライアント端末環境を以下に示す。

【K21 端末】

項目	仕様
OS	Windows11 Pro (64bit)
CPU	Intel Core i5-10210U
メインメモリ	8GB
内蔵ディスク	SSD 128GB
USB ポート	USB3.0×1、USB2.0×1
ディスプレイ	13.3 型
Web ブラウザ	Microsoft Edge

【K23 端末】

項目	仕様
OS	Windows11 Pro (64bit)
CPU	Intel Core i5-11235U
メインメモリ	8GB
内蔵ディスク	SSD 256GB
USB ポート	USB3.0×2、USB2.0×2
ディスプレイ	13.3 型
Web ブラウザ	Microsoft Edge

3 システムに求める具体的機能(下記の機能又は下記と同等の機能を求める)

(1) 公債台帳管理

① 銘柄等管理機能

- ・借入銘柄単位、起債区分単位、交付税措置区分単位、科目別単位、事業単位の従属関係が実現されていること。
- ・親子間(銘柄単位とその他単位間)で発生する端数処理が簡易に行えること。
- ・借入銘柄ごとに証券・証書単位、満期一括償還・定時償還単位の残高管理ができること。
- ・日本銀行へ担保差入を行っている借入銘柄を区分し、残高管理ができること

- ・約定償還日以外の日を支払日とする管理ができること。
- ・元利均等、元金均等、満期一括の償還計算ができること。
- ・多様な借入年限に対応できること。

② 償還表修正機能

- ・借入銘柄等入力後の償還表修正(手入力による直接修正)が可能であること。
- ・繰上償還の入力が可能であり、繰上償還後の償還表が自動計算されること。
- ・繰上償還の取消機能を有し、繰上償還入力直前の状態に戻せること。

③ 借換処理

- ・借換予定銘柄の検索、借換予定一覧(当該年度における借換予定額の一覧)の出力が可能であること。
- ・銘柄ごとに借換方法(借換後の借入利率、償還方法等)が設定できること。
- ・銘柄入力時に借換予定額が自動的に算出されること。
- ・5回以上の借換に対応していること。(5年満期一括償還の実質30年償還等)
- ・借換台帳作成時、借換予定額を変更できること。
- ・新規発行分と借換分の台帳が区分できること。

④ 満期一括償還対応

- ・償還準備の基金積立ベースの償還表(理論上の償還)を計算・管理できること。
- ・償還準備の基金積立ベースの台帳が照会印刷できること。
- ・償還準備の基金積立ベースの年次表を修正できること。
- ・償還残債管理ができること。(償還予定表に対し、実支払額、未支払額の管理ができること。)

⑤ 金利変動対応

- ・利率見直し方式に対応していること。
- ・金利見直し頻度は、半年ごと(利払いごと)に可能であること。

⑥ 検索・照会機能

- ・公債台帳整理番号以外での検索項目(各種コード設定した名称、利率範囲、償還日、発行年度、許可年度、現年・繰越、借入先、事業区分、科目区分、借入額等)による多様な検索が可能であること。
- ・検索項目で複数該当がある場合には、一覧表が表示されること。
- ・会計や事業別、科目別、発行形態別(証券・証書別、満期一括・定時別)等の元利・残高の集計値が速やかに照会できること。

⑦ 各種コード管理

- ・会計・借入先等がユーザーでメンテナンスできること。
- ・大・中・小等の分類が樹形構造に管理できること。

⑧ その他

- ・許可年度データとは別に発行年度データを有し、現年・繰越の区分ができること。
- ・データ入力時の事務負担軽減を図る工夫がされていること。(借入先入力により、償還方法等の初期値が表示される等)
- ・検索データを画面上で確認できること。
- ・各種台帳等を表計算ファイル等外部ファイルに出力できること。

(2) 交付税情報管理

① 公債台帳との従属管理

- ・公債台帳と交付税台帳の従属関係が実現されていること。
- ・公債台帳の起債情報修正時、交付税台帳も連動して再計算されること。(但し、繰上償還等の交付税台帳データ修正の必要がない場合は、連動して計算しないことも選択できること。)
- ・公債台帳借換時、交付税台帳も自動的に借り換えられること。
- ・公債台帳とは独立した交付税台帳が作成、出力できること。

② 交付税検査対応

- ・交付税検査対応帳票を出力できること。又は必要なデータが出力できること。

(3) 帳票印刷・表示業務

① 定例事務

- ・償還予定の一覧が日付別で出力できること。(償還日、支払日、支払先及び金額を算出・印刷できること。)
- ・月別の支払額(支払先及び金額等)を集計・印刷できること。
- ・会計別・科目別・地方債別等を集計値を算出できること。
- ・借換債一覧(最終償還一覧)を印刷できること。(地方債種別、償還年限、借換額を算出できること。)
- ・繰上償還一覧を印刷できること。
- ・起債前借一覧を印刷できること。
- ・交付税情報関係について、下記機能を有すること。
 - 交付税措置額の将来推計を出力すること。
 - 理論償還と実額償還の交付税を別々に集計できること。

② その他

- ・画面表示は、コードに対する名称で表示されること。
- ・全ての帳票と同様の表計算ファイル等が外部出力できること。
- ・帳票印刷前にプレビューが可能であること。

(4) 決算統計

- ・総務省地方財政状況調査にかかる 37 表、39 表、40 表が作成できること。
- ・決算統計の改正(起債メニューの追加等)に容易に対応できること。
- ・起債前借情報が反映されること。また、起債前借と本借の発行年度が異なる場合、発行額は差し引いて集計されること。
- ・借換による発行額や元金が正しく反映されること。

(5) 公債費推計

① 既発行処理

- ・借換予定を前提としたシミュレーションができること。
- ・借換時における償還ペースの変更を前提としたシミュレーションができること。
- ・借換時における想定利率の変更を前提としたシミュレーションができること。
- ・既発行処理を行う際、起債前借分を任意の条件で切り替えて作成された年次表が反映できること。
- ・満期一括償還分については、実償還、理論償還、基金積立の 3 種類によるシミュレーションができること。
- ・会計別や事業別等の単位での推計が行えること。

② 発行予定処理

- ・公債台帳登録と同レベルの入力(仮登録)ではなく、公債費計算に必要な最低限の情報の入力で発行予定データが作成できること。
- ・発行予定を年度範囲で設定することができること。
- ・借換対象分は借換後の年次表が自動的に算出され、推計に算入されること。
- ・満期一括償還分については、実償還、理論償還、基金積立の 3 種類によるシミュレーションができること。
- ・会計別や事業別等の単位での推計が行えること。

③ その他

- ・設定した発行予定条件や既発行分の集計結果を複数パターン登録できること。
- ・登録したパターンを複写した後、変更して推計に利用できること。
- ・作成したデータを CSV 形式等外部ファイルに出力できること。

4 システム導入に関するその他の事項

・信頼性要件

- ①システムは原則、24時間365日の稼働とすること。
- ②障害の発生を未然に防止する機能を有すること。

・セキュリティ要件

- ①ユーザ認証を行い、正当な権限のない者による情報へのアクセスやデータの不正な利用・改ざんが行われないよう必要なアクセス権限設定ができること

- ②アクセスログや操作ログ等、各種ログを収集できること
- ③本システムへのアクセスについては、庁内ネットワーク等、県が指定する環境からのみ可能とすること。必要に応じて、IP アドレス制御その他の適切な方法によりアクセス制御を行えること。
- ④適切なウイルス対策を行うこと。本システムを奈良県ハードウェア統合基盤上に構築する場合は、仮想マシンの OS ライセンス(WindowsServer 又は RHEL)は奈良県が提供する。
- ⑤本システムは、通信の暗号化に SSL/TLS 方式を用い、信頼性の高い電子証明書を使用すること。

・可用性要件

- ①システムサービスの継続的な利用を可能とすることとし、障害が発生した場合は迅速なサポート体制がとれること。原則として半日以内で対応できること。

・柔軟性・拡張性要件

- ①将来の制度改正、データ量の増加、処理件数の増加等に備え、柔軟性や拡張性をもったシステムとすること。
- ②運用期間中に想定されるデータ量の増加等に対応すること。

・運用要件

- ①連絡体制として、運用窓口への連絡が口頭、電話、電子メールいずれかの方法で常時できること。
- ②導入する機器、ソフトウェア等のバージョンアップ及びセキュリティパッチ適用を行うこと。
- ③各種ソフトウェアのバージョンアップやセキュリティ対応を運用の範囲内で対応すること。

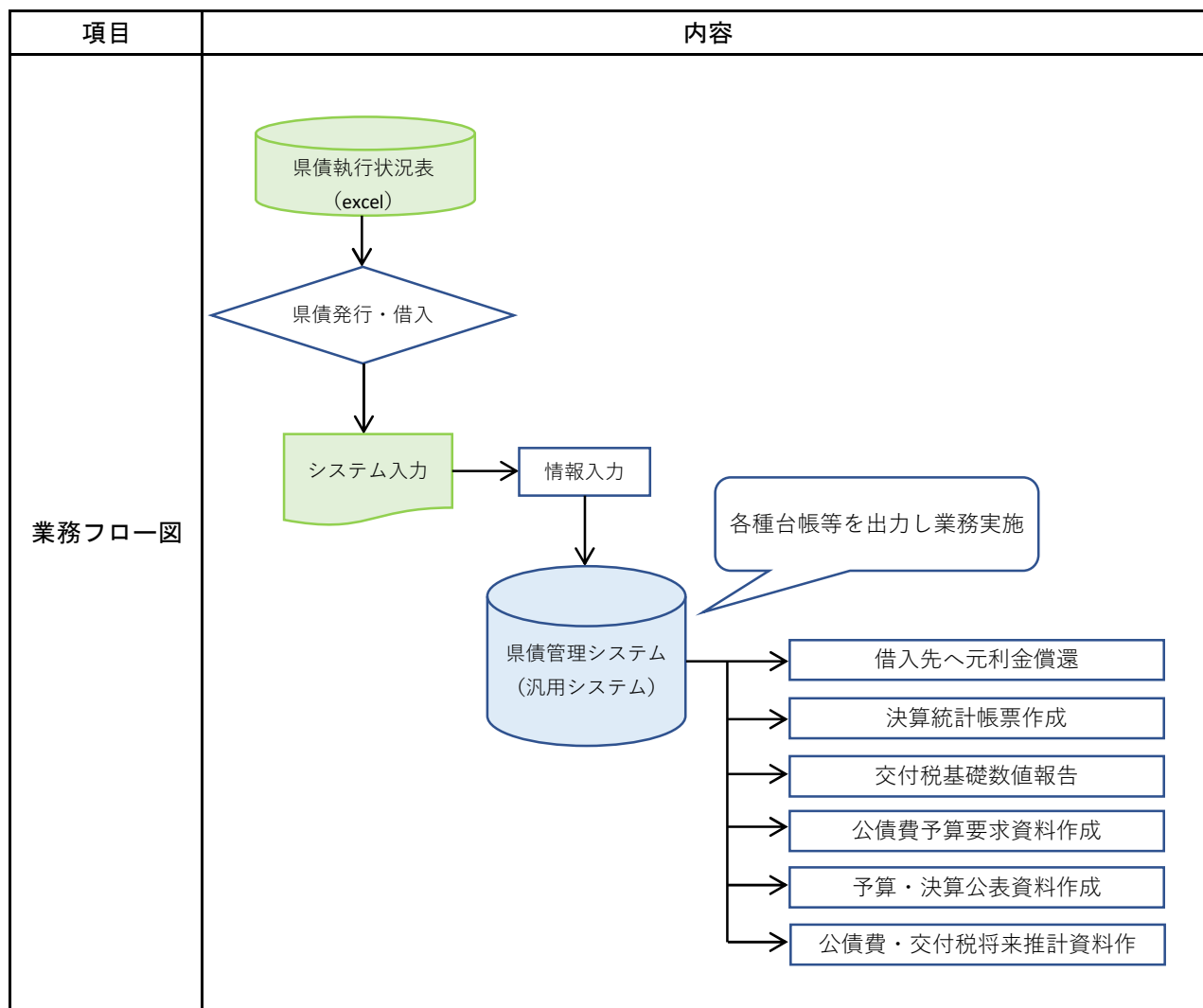
・保守要件

- ①保守対応時間は、年末年始を除く平日8時30分～17時15分とする。
- ②障害時の連絡体制として、保守窓口または担当保守員への連絡が電話、電話メール等の方法で常時できること。

・その他

- ①次期システムへの移行の際に発生する作業支援を行うこと。
また、データ移行に際しては、CSV 等の汎用的な形式でデータを出力可能であること。
文字コード、項目区切り等の仕様については、移行先システムに合わせて柔軟に対応できること。
- ②マニュアル作成
県債管理システムの利用にあたって必要となる利用者が参照するマニュアルを日本語で作成し、提出すること。
マニュアルは、電子媒体及び紙媒体で提出すること。なお、電子媒体は原本と PDF の2形式のファイルとし、
原本ファイルは、MicrosoftWord、Excel、PowerPoint のいずれかで読み込み及び加工できるように作成し、PDF ファイルは、AdobeReader 読み込みが可能であること。
- ③現在運用中のシステムから移行が必要なデータは以下のとおり。なお、移行対象のデータはテキストファイル形式で提供する。

・借入台帳	約 2,500 件	・起債台帳	約 4,000 件
・交付税台帳	約 5,000 件	・予算台帳	約 7,600 件



ハードウェア統合基盤における業務システムの適合要件

変更履歴

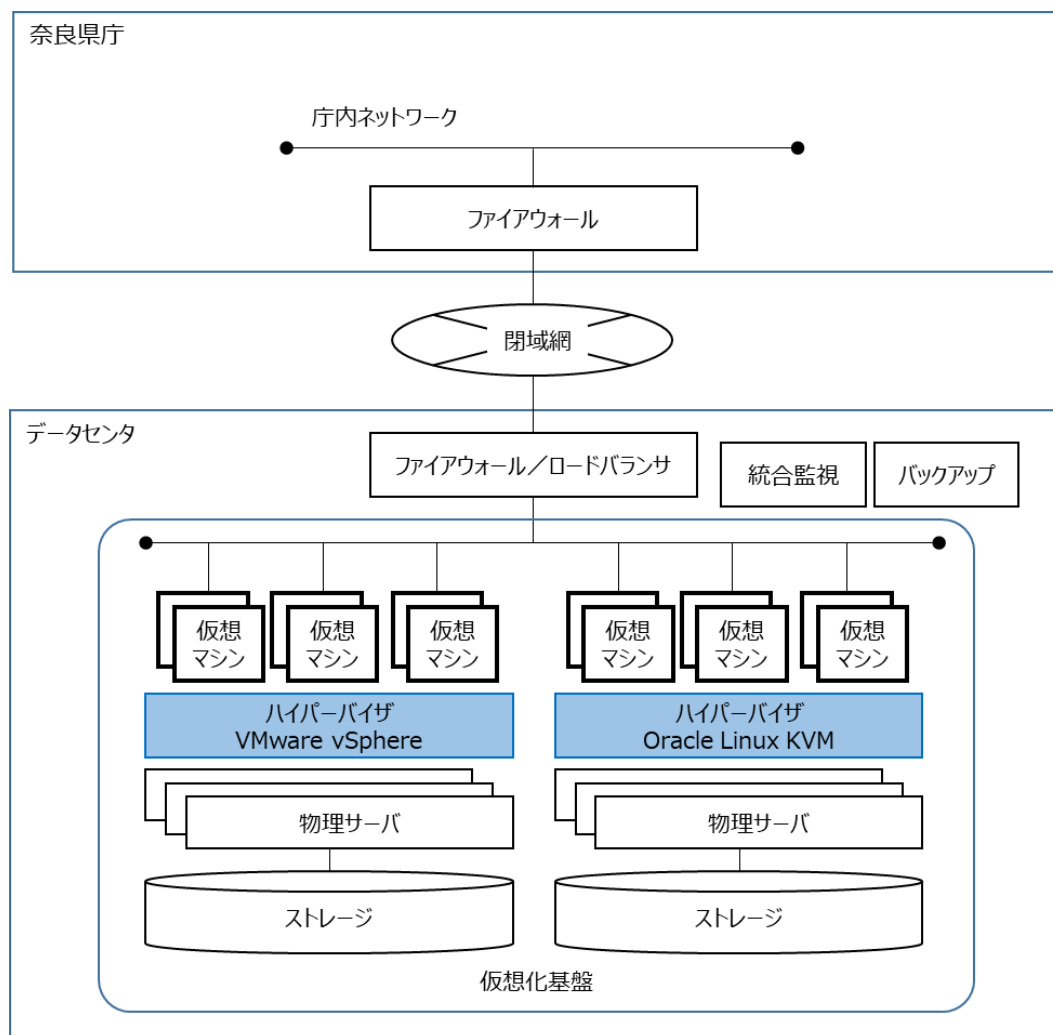
版数	変更内容	担当	日付
0.9	初版作成	JIP	2025/1/20
1.0	次期ハードウェア統合基盤更改・運用業務契約時に以下 変更 ・表 1. 仮想マシンライセンスおよび利用可能 OS VMware vSphere Windows Server 2016 を削除 Windows Server 2025 を追加 Oracle Linux KVM Windows Server 2016 を削除	JIP	2025/1/22
1.1	ウィルス対策の製品を変更 ・表 8. ウィルス対策	JIP	2026/5/13

ハードウェア統合基盤上に業務システムを構築・運用するにあたり、業務システムは以下のハードウェア統合基盤の仕様に適合すること。

1. 全体構成

ハードウェア統合基盤は情報システムの稼働環境の集約を図ることを目的として、庁外データセンタに構築した、仮想化基盤を主としたシステム統合基盤である。

業務システムサーバは、ハードウェア統合基盤の仮想化基盤上の仮想マシンに構築する。



2. 仮想化基盤ハイパーバイザ

Oracle 社製ミドルウェア利用の有無で異なる。

- ① VMware vSphere
- ② Oracle Linux KVM (Oracle 社製ミドルウェアを利用する場合)

3. 仮想マシンの可用性

仮想化基盤を構成する物理機器（物理サーバ、ストレージ、ネットワーク装置等）はシングル障害ポイントに冗長性を持たせた機器構成としている。仮想マシンが稼働する物理サーバで障害が発生した場合には、HA (High Availability) 機能が作動し、仮想マシンは別の物理サーバで再起動する。仮想マシン再起動後は業務システム側でミドルウェアやアプリケーションの起動を行う。

業務システムは物理サーバ障害時、仮想マシンのメモリ上のデータやディスクに未書込のデータは担保されないことを前提に、アプリケーション設計や運用設計を行う。

4. 仮想マシンライセンスおよび利用可能 OS

仮想マシン OS ライセンスは Windows Server、Red hat Enterprise Linux の場合、ハードウェア統合基盤のライセンスを割り当てる。その他 OS の場合、業務システムにて用意する。ハイパーバイザ毎の利用可能 OS およびバージョンは下表のとおり。

表 1. 仮想マシンライセンスおよび利用可能 OS

	VMware vSphere	Oracle Linux KVM
Windows Server	ハードウェア統合基盤のライセンスを割り当て Windows Server 2019 Windows Server 2022 Windows Server 2025	ハードウェア統合基盤のライセンスを割り当て Windows Server 2019 Windows Server 2022
Red hat Enterprise Linux	ハードウェア統合基盤のライセンスを割り当て Red hat Enterprise Linux8 Red hat Enterprise Linux9	利用不可
その他 OS	業務システムでライセンスを用意 VMware vSphere で動作が可能な OS	

※1 クラウド環境の Windows Server に対するクライアントアクセスライセンス (CAL) は不要。

Microsoft 社への問い合わせサポートは付随しない。

※2 Redhat 社への問い合わせサポートはハードウェア統合基盤経由で行う。

5. 仮想マシン OS 環境

仮想マシン OS が Windows Server、Red hat Enterprise Linux の場合、事前ヒアリングした内容に基づき仮想マシンを払い出す。その他 OS の場合、業務システムで用意する OVF (Open Virtualization Format) ファイルをインポートする。いずれの場合も以下の基本設定をハードウェア統合基盤で実施する。

- ・基本設定項目

- リソース割り当て (CPU、メモリ、ディスク、仮想 NIC)

- ホスト名、IP アドレス、リモート接続用設定、統合監視用 SNMP 設定

- ハイパーバイザ環境毎ドライバ (VMware Tools 等) のインストール (※)

- ※ハイパーバイザのバージョンアップ等に伴い、ドライバ更新の必要がある場合は別途、通知する

(1) Windows Server

払出し作業時点で前月までの更新プログラムを適用済の OS を払い出す。追加コンポーネントのインストール、その後の更新プログラムの適用は業務システムで実施する。

追加コンポーネントのインストールにあたり OS インストールメディアが必要となる場合、ハードウェア統合基盤で仮想マシン内に ISO ファイルを配置することが可能。更新プログラムは業務システムが個別に用意する。(Windows Update による取得は行えない)

(2) Red hat Enterprise Linux

規定したパーティションで構成された OS を払い出す。ルート (/) については、指定サイズに拡張して払い出しが可能(縮小して払い出しは不可)。仮想マシン用ディスクは LVM(※)での論理ボリュームとなる。

仮想マシンはハードウェア統合基盤にて作成したテンプレートから作成する。

- ・「最小限インストール」

- ・統合監視用に net-snmp と net-snmp-utils はインストール済

リポジトリの利用は、ハードウェア統合基盤で用意する RHUI (Red Hat Update Infrastructure) へアクセスする。RHUI アクセスに必要な設定はハードウェア統合基盤で行う。現在、High Availability、Load Balancer、Resilient Storage など追加機能のリポジトリは用意していない。

※ LVM (logical volume manager) とは、複数のハードディスクやパーティションにまたがった記憶領域を一つのボリュームグループにまとめ、単一の論理ボリューム (LV) として扱うこと

(3) その他 OS

業務システムで用意する内容に基づくが、SNMP など基本設定に必要な追加モジュールのインストール、設定を行うことがある。

6. ミドルウェアライセンス

Oracle Database については、ハードウェア統合基盤全体で 2 物理 CPU (50vCPU) まで利用可能。エディションは、Oracle Database Standard Edition² 指定のため、それ以外のエディションを利用する場合は、別途ライセンスを用意すること。その他のミドルウェアについてもクラウド環境で利用するための適切なライセンスを業務システムにて用意すること。

7. 仮想マシンリソース上限

仮想マシン 1 台あたりに割り当て可能なリソース上限は以下のとおり。

(1) CPU

コア単位での割り当て。CPU のクロック数については、2.0GHz 相当の CPU となる。

表 2. 利用可能コア数

最小コア数	最大コア数
1 コア	40 コア

(2) メモリ

ギガバイト単位での割り当て。

表 3. 利用可能メモリ容量

最小メモリ容量	最大メモリ容量
1GB	512GB

(3) ディスク容量

ギガバイト単位での割り当て。仮想マシンにインストールする OS によって利用可能なディスク容量は異なり、仮想マシン 1 台に対して、ディスクは 10 本まで割り当て可能。ディスクの追加、削除、拡張、縮小については、仮想マシンを一度シャットダウンする必要がある。ディスクスケールアップ/ダウン後の OS への認識については、業務システムにて実施する。

表 4. 利用可能ディスク容量

OS の種類	最小ディスク容量	最大ディスク容量	最大ディスク容量
	仮想マシン用ディスク 1 本	仮想マシン用ディスク 1 本	仮想マシン 1 台
Windows Server	100GB	2TB	20TB
Red hat Enterprise Linux	40GB	2TB	20TB
その他 OS	100GB	2TB	20TB

- Windows Server

仮想マシンにて複数ドライブを構成する場合は、ドライブ毎に仮想ディスクを割り当てる。また、最大ディスク容量を超えるディスクサイズを仮想マシンに割り当てる場合には、業務システムにてスパンボリューム（Windows 上で複数のドライブを一つにまとめて利用できる機能）等を検討し、設定する。

- Red hat Enterprise Linux

仮想マシンにてディレクトリ毎に別ディスクで構成したい場合や最大ディスク容量を超えるディスクサイズを仮想マシンに割り当てる場合には、業務システムにて LVM 等を検討し、設定する。

- その他 OS

Windows Server、Red hat Enterprise Linux に準じての利用とする。

(4) ディスク性能

仮想マシンに提供するディスクの性能に関しては、以下の通りとなる。上限値で不足となる場合については、別途協議とする。

表 5. IOPS 上限値

IOPS (※) 上限値	2,000
--------------	-------

※IOPS とは、1 秒当たりにディスクが処理できる I/O アクセス数。

(5) ネットワーク

仮想マシンに提供する仮想 NIC は 1Gbps となる。

表 6. 利用可能 NIC 数

最小 NIC 数	最大 NIC 数
1 枚	4 枚

8. ロードバランサ (VMware NSX Edge)

ハードウェア統合基盤が備える機能を使用可能とする。

表 7. ロードバランサ機能

項目	内容
対応プロトコル	TCP/UDP
	HTTP、HTTPS
ロードバランス方法	ラウンドロビン
	Source IP Address Hashing
	Least Connections

項目	内容
健全性チェック	TCP/UDP/ICMP
	HTTP (GET, OPTION, POST)
	HTTPS (GET, OPTION, POST)
パーシステンス	Source IP
	cookie
	SSL session ID

9. ウィルス対策

仮想マシン OS が Windows Server の場合、ウィルス対策ソフトは奈良県保有ライセンスを割り当て、ウィルス対策システム運用業者にてエージェントのインストール、設定、および定義ファイル更新、検知確認等の運用を行う。Red hat Enterprise Linux の場合、インターネット系は奈良県保有ライセンスを割り当て、ウィルス対策システム運用業者にてエージェントのインストール、設定、および定義ファイル更新、検知確認等の運用を行うが、LGWAN 系および番号系は、業務システムにてライセンスの用意、インストール、設定、運用を行う。その他 OS の場合も、業務システムにてライセンスの用意、インストール、設定、運用を行う。

表 8. ウィルス対策

	ライセンス	設定・運用主体
Windows Server	奈良県保有ライセンスを割り当て インターネット系：Cybereason EDR LGWAN 系：Trend Micro Apex One 番号系：Trend Micro Apex One	ウィルス対策システム 運用業者
Red hat Enterprise Linux	奈良県保有ライセンスを割り当て インターネット系：Cybereason EDR LGWAN 系：業務システムにて用意 番号系：業務システムにて用意	ウィルス対策システム 運用業者（インターネット系のみ） 業務システム（LGWAN 系・番号系）
その他 OS	業務システムにて用意	業務システム

10. 統合監視

仮想マシンの SNMP サービスを利用したエージェントレス監視を行う。監視に必要な SNMP サービスを設定済の状態で作成した仮想マシンを提供する。

監視項目、検知基準は事前にヒアリングを行い、ハードウェア統合基盤の統合監視システムに設定を行う。

表 9. 監視項目・検知基準

監視項目		検知基準
死活		SNMP 応答がない場合
サービス・プロセス		任意に設定されたプロセスに応答がない場合
リソース	ディスク使用率	任意に設定された監視閾値を超えた場合
	CPU 使用率	検知なし（事後確認のため、推移のみ記録）
	メモリ使用率	検知なし（事後確認のため、推移のみ記録）

現在は、監視結果のアラート通知は奈良県デジタル管理室共通基盤運用係が集約して受信している。

11. 仮想マシンの起動／停止／再起動、接続方法

仮想マシンの起動はハードウェア統合基盤にてオペレーションを実施する。停止／再起動は業務システム側で仮想マシンにログオンして実施することが可能。

・奈良県庁からの接続

サーバールームに設置のハードウェア統合基盤接続用端末を使用して、仮想マシンに接続する。ハイパーバイザ管理サーバへのアクセス提供、仮想マシンコンソール提供はないため、仮想マシンへの接続にはリモートデスクトップやSSHを用いる。

12. バックアップ

「イメージバックアップ」および「データバックアップ領域提供」を行う。

表 10. バックアップの用途

イメージバックアップ	仮想マシン OS 全体のバックアップ。仮想マシン OS 起動障害時に OS やシステムの設定情報を参照し復旧時間の短縮を図ることが可能。 クラッシュ整合性※でバックアップされるため、リストア後の仮想マシン動作を完全に保証するものではない。業務システムのバックアップとしては、「データバックアップ領域提供」と組合せて使用する必要がある。
データバックアップ領域提供	業務システムのファイルもしくはデータを保存するための領域を提供する。データ静止点を意識したOSや業務システムのバックアップを任意のタイミングで保存することが可能。

※ クラッシュ整合性とは、完全にディスクに書き込まれたデータについて、バックアップ対象とする整合性レベルのこと。使用中/更新中/メモリ内データなどはバックアップ対象とならない場合がある。

(1) イメージバックアップ

仮想マシンのシステムイメージ (OS) をオンラインバックアップする。バックアップ取得間隔とバックアップ世代は下表のとおり。バックアップ取得間隔に合わせて、バックアップを取得し、直近の2世代を担保する。バックアップが失敗した場合には、7日以内にリトライを実施する。

イメージバックアップデータのリストアは、定められた手順に基づきハードウェア統合基盤にて実施する。

表 11. イメージバックアップの取得間隔と世代

バックアップ取得間隔	週次（日付、曜日の指定はできない）
バックアップ世代	2 世代

(2) データバックアップ領域提供

ネットワークファイルコピー（CIFS 提供）でアクセス可能なバックアップ領域を提供する。バックアップ領域の容量はヒアリングを実施して確定する。データのコピーに関しては、業務システム管理となる。バックアップソフトウェアの提供はない。

データバックアップ領域からのファイルのリストアは、業務システムにて実施する。

表 12. データバックアップ 1 環境あたりのデータバックアップ領域の容量

データバックアップ領域 1 環境あたりの上限値	20TB
-------------------------	------

以上